

## 都市農業活性化支援事業の運用について

	27 産労農振第 1827 号
	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	28 産労農振第 1973 号
	平成 29 年 3 月 6 日
一部改正	29 産労農振第 2402 号
	平成 30 年 4 月 1 日
一部改正	30 産労農振第 2803 号
	平成 31 年 4 月 1 日

### 第 1 趣旨

都市農業活性化支援事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 産労農振第 1824 号。以下「実施要綱」という。）及び都市農業活性化支援事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付 27 産労農振第 1825 号。以下「実施要領」という。）に基づく都市農業活性化支援事業は、実施要綱、実施要領に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

### 第 2 補助対象施設等

#### 1 簡易な基盤整備

実施要領第 2 の別表 1 にある、簡易な基盤整備の例示としては、次のものが挙げられる。

- (1) 土の流失を防ぐための土留工
- (2) 周囲の環境・景観に配慮したフェンス
- (3) 果樹栽培時に必要な常設の防薬シャッター
- (4) 防災兼用農業用井戸

この事業では、整備出来る井戸はすべて防災兼用農業用井戸とし、施設と一体的でなければ設置できないものとする。

さらに、防災兼用農業用井戸を設置する場合には、非常用電源等を確保するとともに、当該区市町と、災害時の近隣住民への支援、災害時に備えた定期的な保守点検、防災兼用農業用井戸の看板設置等に関する協定または覚え書きを取り交わさねばならない。

#### 2 果樹の改植に必要な圃場整備

実施要領第 2 の別表 1 にある、果樹の改植に必要な圃場整備の例示としては、次のものが挙げられる。

- (1) ナシ、ブドウの苗購入
- (2) 旧施設、伐採木の撤去
- (3) 伐採、抜根
- (4) 圃場の整地
- (5) 新植、改植

#### 3 東京型統合環境制御生産システム（東京フューチャーアグリシステム）

実施要領第 2 の別表 2 にある、東京型統合環境制御生産システム（東京フューチャーアグリシステム）とは、東京都農林総合研究センターで開発された「統合環境制御システム」、「東京エコポニク」、「東京ブライトハウス」を一体的に整備する場合を指す。

また、東京フューチャーアグリシステムは限られた農地で最大の収益を上げることを目的に開発したため、栽培施設面積をおおむね 650 m<sup>2</sup>に制限する。

#### 4 補助の対象とする施設等のうち、次のものは対象外とする。

- (1) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械など
- (2) フォークリフトなど、法定耐用年数が 5 年未満のもの
- (3) 1 施設、1 機械、1 基盤整備あたりの事業費が 50 万円未満のもの。

- (4) 東京都指定新技術導入支援型における果樹苗導入費と圃場整備費の計が 50 万円未満のもの
  - (5) 費用対効果が十分でないもの
  - (6) 消耗品のみの整備又は更新
- 5 補助対象とする施設等は、新品のもの又は新設新築によるもののほか、中古のもの又は既存施設の有効利用等の観点からみて、地域の実情に照らし、適当と認められる場合には、増築、併設等を含むものとする。
- また、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行としても差し支えない。その場合は、実施計画の中の施設整備計画を記述する場所に、「(直営)」と明記するものとする。
- 6 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

### 第3 農業振興計画等

実施要領第5の1の区市町農業振興計画等とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のほか、次のものを言う。

- (1) 「東京農業振興プラン(平成29年5月)」に準じて区市町独自に策定した農業振興プラン
- (2) 農業単独での振興計画の策定が困難な区市町において策定された産業振興計画等における農業振興に係る計画

### 第4 一般的基準

実施計画等の作成に必要な農地等の数値については、農林業センサス、農林水産省統計情報部統計資料によるほか、区市町独自の調査資料に基づく数字がある場合には、これによることとして差し支えない。

### 第5 実施計画の承認

#### 1 プレゼンテーションの実施

実施計画の承認に際し、実施要綱第6の(4)の特認経営体が事業実施主体となる場合は、推進協議会に対して事業の必要性等についてのプレゼンテーションを行うものとする。

また、特認経営体以外が事業実施主体となる場合においても、実施計画の内容により、知事が必要と認めるときは、プレゼンテーションを実施するものとする。

#### 2 関係区市町の関与

関係区市町は、事業実施主体が特認経営体の場合、プレゼンテーションに同席し、特認の必要性の説明を行うものとする。

また、特認経営体以外が事業実施主体の受益者となる場合のプレゼンテーションについては、事業実施主体に代わり区市町の職員が事業の必要性の説明を行うことができるものとする。

### 第6 補助金交付決定前着工届

事業の着工(機械等の発注を含む。)は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施計画の認定がされ、かつ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届(別記様式1)に実施設計書を添付して、あらかじめ、事業実施主体の長が区市町長あて届け出るものとし、提出を受けた区市町は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

なお、補助金交付決定前着工を実施した場合は、区市町長が提出する補助金交付申請書の備考欄に補助金交付決定前着工届の文書番号及び年月日等を記載しておくものとする。

### 第7 事業における消費税相当額の取扱い

受益者が補助事業を実施する過程において、消費税法及び地方税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税等相当額を含む支払を行うが、事業実施主体の性格等によっては、確

定申告の際に当該消費税等相当額を仕入に係る消費税等相当額として、税務署に納める消費税等納付額から控除できる場合がある。この場合、当該事業実施主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行う。
- (2) 補助事業の実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、精算条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額で行う。
- (3) 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させる。

## 第8 事業の評価

1 事業実施主体は、実施要領第10に定める実績報告において、事業の評価事項が次のいずれかに該当するときは、知事に対し改善計画（別記様式2）を提出し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実績を報告するものとする。

ただし、相当の理由により地域支援チームが改善計画は必要ないと判断した場合は、この限りではない。

- (1) 共通目標の達成率が50%以下である場合
  - (2) 共通目標の達成率が70%以下であることが2か年継続する場合
  - (3) 目標年度の実績が事業計画時の数値を上回らない場合
  - (4) その他知事が特に必要と認める場合
- 2 前号の改善計画を達成させるため、地域支援チームは当該事業実施主体または受益者への指導を行うものとする。
- 3 区市町は「一般型」の事業実施主体に対する地域支援チームの運営を、リーダーとして主導するものとする。

## 第9 事業費の構成及び内容

1 事業費の構成は、その事業内容により差異があるが、原則として別表のとおりとし、単価及び歩掛りは、当該区市町において定める基準による等、地域の実情に即した適正な現地実行単価により算定するものとする。また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

なお、設計費、積算書作成、測量試験費、登記料、各種届出費用等は事業対象経費として認めない。

2 事業費の構成内容は、次のとおりである。

### (1) 工事費

工事費は、工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び諸経費として現場管理費、一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりである。

#### ① 直接工事費

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等（その他工事の施行に直接必要な費用）であって、下記の②・③に掲げるもの以外のものとする。

#### ② 共通仮設費

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

ア 運搬費－機材、建設機械の運搬に要する費用

イ 準備費－準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用

ウ 事業損失防止施設費－工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用

エ 安全費－交通安全整理等に要する費用

- オ 役務費－材料置場、電力料金等に要する費用
- カ 技術管理費－品質・出来高・工程管理に要する費用
- キ 営繕費－現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用
- ク その他－数種目に共通的なその他の仮設費

③ 現場管理費

現場管理費は工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の費用とし、次のとおりである。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等

④ 一般管理費

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な経費であり、次のとおりである。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など不可利益等

(2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

(3) 工事雑費

① 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする費用であって、次の区分及び内容のとおりとする。

区 分	内 容	備 考
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）	
消 耗 品 費	文具類、事務用消耗器具材等（現況工事出来高写真フィルム等含む）	
光 熱 水 費	電気、ガス、水道使用料等	
印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費、製本費	
役 務 費	郵便料、電信料、電話料（架設に要する経費を含む）、運搬費、雑役務費	

② 工事雑費は、次により算出された額の範囲内とする。

工事費の2パーセント以内

(4) その他

果樹苗購入費

東京都指定新技術導入支援型における果樹苗を購入する費用とする。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式1（第6関係）

区 市 町 長 殿

（事業実施主体の長） 印

年度都市農業活性化支援事業に係る補助金交付決定前着工届

年度事業に係る下記事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

年度都市農業活性化支援事業利用状況における改善計画書

区市町名		事業実施主体	
実施年度		目標年度	

1 目標未達成の要因

--

注) 達成率未達成となった要因についてその分析結果を目標毎に記載する。

2 実施主体の具体的改善措置等

時 期	具体的な改善措置等

注) 目標未達成の要因を踏まえて、目標を達成するための具体的な改善措置等について記入する。

3 地域支援チームによる指導内容と改善計画

--

注) 地域支援チームで検討された指導内容と具体的な改善の計画について記入する。

4 区市町長の所見

--

注) 事業実施主体が「一般型」の場合のみ記載する。

別表（第9関係）

### 事業費の構成

